

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(330)」

2. 日時：令和2年5月22日(金) 10時00分～12時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官、平野主任安全審査官、上出安全審査官、田尻安全審査官、藤原安全審査専門職、河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

藤田 執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 他12名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る加工事業変更許可申請に係る整理資料^{注)}について、令和2年5月21日の提出資料(※)及び当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

①設計基準事故の拡大の防止

・設計基準事故の選定等について、結論だけが書かれていて、根拠や考え方が記載されていないものについては、改めて整理すること。

②重大事故等の拡大の防止等

・重大事故の発生防止対策について、外的事象を要因とした場合と内的事象を要因とした場合とで着手の判断基準が異なっているが、プラントの状態を明確にした上で、発生防止の観点で初動対応との関連も含めて整理すること。

・重大事故の拡大防止対策について、火災消火、核燃料物質の漏えい防止、核燃料物質の回収及び閉じ込める機能の回復を進めることとしているが、重大事故として核燃料物質の放出をどのように捉え、どの時点を事態の収束とするのか、それを踏まえて対策の有効性をどう評価するのか整理すること。

③重大事故等対策の技術的能力における全般事項

・再処理施設側の要員に期待する役割について、MOX施設側の要員の

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

役割との違いが分かるように具体的に示して整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「指摘事項に対する回答」

参考

※ 令和2年5月21日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」